

取付管工事申請 添付書類一覧

道路種別	市負担申請 (公共ます及び取付管工事申込書)	自己負担申請 (公共ます及び取付管工事承認申請書)	注意点
市道 県道 国道 (286, 457号)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置図 1部 ▪ 着工前写真(三方向) 2部 ▪ 下水道台帳図 もしくは竣工図 1部 ▪ 確認済証 1部 ▪ 公図 1部 ▪ 全部事項証明書 (申請地・隣接地) 1部 ▪ 申請図 2部 (平面図・断面図・位置図等) ▪ 排水設備申請図面 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置図 2部 ▪ 着工前写真(三方向) 2部 ▪ 下水道台帳図 もしくは竣工図 2部 ▪ 申請図 2部 (平面図・断面図・位置図等) ▪ 道路使用許可書 2部 ※泉区役所管轄道路分 3部 (警察分2部, 道路課分1部) 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 青葉区・泉区役所管轄の申請は、住所表記で○番△号まで記載する。未定の場合は分筆前、もしくは隣地住所を記載。 ▪ 青葉区役所管轄で道路掘削が1.5mを超える場合、土留施工図を記載する。(平面・断面)
市有通路	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市道申請に必要な書類 1式 + ▪ 道路所有者が確認できる全部事項証明書 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市道申請に必要な書類 1式 + ▪ 公図 2部 ▪ 道路所有者が確認できる全部事項証明書 2部 	
公共物	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置図 3部 ▪ 着工前写真(三方向) 3部 ▪ 下水道台帳図 もしくは竣工図 1部 ▪ 確認済証 1部 ▪ 公図 3部 ▪ 全部事項証明書 (申請地・隣接地) 1部 ▪ 申請図 3部 (平面図・断面図・位置図等) ▪ 排水設備申請図面 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置図 3部 ▪ 着工前写真(三方向) 3部 ▪ 下水道台帳図 もしくは竣工図 3部 ▪ 申請図 3部 (平面図・断面図・位置図等) ▪ 公図 3部 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公共物の場合確定図を添付(3部) ▪ 下水占用の許可申請は排水設備係が行います。 ▪ 自己負担申請の場合、着手届の用紙を渡します。工事予定日の2週間前の締切日(水曜)迄に、受付窓口へ提出してください。
私道	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置図 1部 ▪ 着工前写真(三方向) 1部 ▪ 下水道台帳図 もしくは竣工図 1部 ▪ 確認済証 1部 ▪ 公図 1部 ▪ 全部事項証明書 (申請地・隣接地・私道部) 1部 ▪ 申請図 1部 (平面図・断面図・位置図等) ▪ 私道所有者の同意書 1部 ▪ 排水設備申請図面 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置図 1部 ▪ 着工前写真(三方向) 1部 ▪ 下水道台帳図 もしくは竣工図 1部 ▪ 申請図 1部 (平面図・断面図・位置図等) ▪ 公図 1部 ▪ 全部事項証明書 もしくは登記事項要約書 1部 ▪ 私道所有者の同意書 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 原則私道所有者全員の承諾(同意書)が必要。 ▪ <u>自己負担申請の私道部のみ</u>登記事項要約書での受付可。 ※同意書の内容により、全部事項証明書の提出を求める場合があります。 また申請地の全部事項証明書の提出をお願いする場合があります。
宅内工事 (道路掘削無)	(基本は自己負担にて受付)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 位置図 1部 ▪ 下水道台帳図 1部 ▪ 写真 1部 ▪ 施工前後の平面、断面を記載した図面 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 境界からの距離・ます寸法等について図面に記載。 ▪ 現況がわかる写真を添付。(ます・取付管状況等)

取付管工事申請 添付書類一覧

備考

- * 地図発行各社の二次利用については著作権がございますのでご注意ください。
- * 国道(4号・45号・48号)は事前に建設局排水設備係担当者に相談してください。
- * 施工場所が埋蔵文化財包蔵地・河川保全区域等の事前協議が必要な区域内に該当するか確認してください。該当する場合、申請時に許可書の添付が必要となります。
- * 事業計画区域外・通園通学路等、施工場所により添付書類が追加・変更になる場合があります。
- * 着工前写真については道路状況だけでなく、周りの状況もわかるように写真を撮影してください。
(申請地の状況・官民境界・道路構造物・電柱等位置など施行箇所の現況がわかるように撮影すること)
また、降雨・降雪時で路面が濡れている、日陰や夕方などで暗い、カメラ・プリンターの故障等で不鮮明など現状の舗装状態が判断できない写真では受付できかねますので十分注意し撮影してください。
- * 道路(側溝等含む)に鉄板等が敷設されている場合は撤去し写真を撮影してください。
- * 申請者が同一で道路掘削工事と宅内入替等のみの工事を行う場合、申請書を分けて提出してください。
- * 工事箇所が複数ある時、路線が違う、親企業が違う等の場合も申請書を分けて提出してください。
- * 申請図を作成するにあたり、道路の規定の土被りや他埋設物・構造物基礎との離隔が確保できるか確認の上、図面を作成してください。規定の土被り・離隔等が確保できない場合、各区道路管理者・排水設備係担当者と事前協議が必要となります。
- * 市負担申請の場合、他企業埋設管(水道・ガス・電力・NTT等)の照会文書、図面等を添付してください。
照会結果を基に申請図(横断図)を作成し、取出しに支障がないことを確認してください。
- * 排水設備申請図面は排水設備受付窓口で事前にチェックを受けたもののコピー(白黒可)を添付してください。
- * 市負担申請時に添付する謄本は『全部事項証明書』を添付してください。(現在事項証明書は不可)
- * 道路復旧方法により、別途許可書の添付や担当部署の押印が必要となります。
- * 各区道路管理者や建設局排水設備係等の指示により、別途書類の提出をお願いする場合があります。
また、添付書類や必要部数は変更になる場合があります。